

## 第 2 部 基本構想

---

## 第1章 まちづくりの基本方針

### 1 基本理念

本町の新たなまちづくりにおいて、すべての分野にわたって基本とする理念を以下のとおり定めます。

#### 基本理念

#### 1

#### 定住を進める

優れた交通立地条件を生かし、人、物、技術、情報などの交流を通じて、まちに雇用と活力を創出し、定住を促進します。

#### 基本理念

#### 2

#### 豊かに暮らす

第1次産業の振興と効率的な土地利用を図るとともに、町民の自主的活動を促進し、人と人との相互に支えあい、人と自然が共生するまちづくりを進めます。

#### 基本理念

#### 3

#### 人材を育てる

町の持つ特性と素材を磨きあげ、地域の個性をのばし、一層の魅力を発揮し、一人ひとりが生き生きと活動するまちづくりを進めます。

#### 基本理念

#### 4

#### 地域を基礎に

町民と行政が同じ目標に向かって地域(コミュニティ)を基礎に協働して取組み、多様な主体(個人、地域、団体、NPO、ボランティア、企業など)によって担われる「公共サービスの充実」に努めます。

## 2 目指す将来像

新たなまちづくりの基本理念を総合的に勘案し、広川町の目指す将来像を以下のとおり定めます。



“いまこそ集い 未来へつなごう”とは、町民が主体となって力を合わせて、将来の世代にまちづくりを受け継いでいく意思を表しており、人と笑顔とふれあいのまちは、「人」を優先にして、活発な生涯学習活動や産業活動などにより「笑顔」があふれる状態を指し、「ふれあい」は、人と人のふれあい、人と自然とのふれあいを指し、まちが生き生きとしている様を表しています。

「安心と喜びを実感できるまちづくり」とは、すべての人が健康で安心して、生涯快適に暮らすことができ、本町で住み暮らしたくなる、働きたくなるような独自の暮らし、賑わいといったのびやかな生活スタイルをつくりあげ、誰もが住んでいる幸せを実感するまちの姿を表現しています。

## 第2章 主要指標の見通し

### 1 人口と就業構造の推計



最近の経済情勢とこれまでの傾向を勘案すれば、計画期間において人口は中間年まではやや増加するものの、その後は減少傾向で推移していくものと推計されています。

年齢階層別人口をみると、出生率の低下と平均寿命の伸張により、今後、老年人口（65歳以上）の増加が一層顕著となり、平成32年には5,890人と、構成比でも28.7%を占め、

高齢化が進むことが想定されます。年少人口（0～14歳）、生産年齢人口（15～64歳）については、平成32年にそれぞれ2,650人（12.9%）、11,970人（58.4%）になるものと想定され、年少人口、生産年齢人口の減少が進みます。

世帯数については、今後さらに核家族化や世帯の多様化が進展することが見込まれることから、平成32年には7,560世帯になり、1世帯当たり人数は平成17年の3.10人から2.71人まで低下することが想定されます。

就業構造は、第1次産業はゆるやかに減少、第2次産業はやや減少、第3次産業は増加傾向で推移することが想定されます。

しかし、直近の住民基本台帳人口による推計では、もう少し早く人口減少に転じ、平成32年には20,000人を割り込む推計もされています。このため、地域活力の維持・向上という視点から、本構想では、目標人口は設定しないで推計にとどめ、人口減少に歯止めをかける定住の促進を政策目標にします。



将来人口・世帯・就業構造の推計結果

(単位：人、世帯、人/世帯、%)

項目	年	平成 17 年	平成 27 年	平成 32 年	年平均増減率	
					平成 17～27 年	平成 27～32 年
総人口		20,248	20,650	20,510	0.22	△ 0.14
年少人口 (14 歳以下)		3,054 (15.1)	2,880 (13.9)	2,650 (12.9)	△ 0.63	△ 1.60
生産年齢人口 (15～64 歳)		12,826 (63.3)	12,260 (59.4)	11,970 (58.4)	△ 0.49	△ 0.47
老年人口 (65 歳以上)		4,300 (21.2)	5,510 (26.7)	5,890 (28.7)	3.13	1.38
世帯数		6,527	7,250	7,560	1.23	0.86
1 世帯当たり人数		3.10	2.85	2.71	—	—
就業人口総数		9,964	10,250	10,370	0.32	0.23
第 1 次産業		1,420 (14.3)	1,300 (12.7)	1,260 (12.2)	△ 0.94	△ 0.62
第 2 次産業		2,718 (27.3)	2,660 (26.0)	2,630 (25.4)	△ 0.24	△ 0.23
第 3 次産業		5,645 (56.7)	6,290 (61.4)	6,480 (62.5)	1.27	0.60
就業率		49.2%	49.6%	50.6%	—	—

注：平成 17 年は国勢調査の実績値。目標値は、10 人及び 10 世帯単位。総人口には、平成 17 年に 68 人の年齢不詳を含む。就業人口総数には、平成 17 年に 181 人の分類不能を含む。





## 2 土地利用の基本方針

### 2-1. 土地利用に際しての共通視点

町は全体が都市計画区域、また、東部山間地域を除く全域が農業振興地域に指定されていますが、都市的及び自然的土地利用区域との区分を明確にし、自然がもたらす恵みを本町の貴重な財産として未来に引き継いでいく必要があります。

また、豊かな自然環境を背景に、肥沃な農地を生かした農業の振興をはじめ、住宅地の開発など新しい定住の条件確保が求められています。

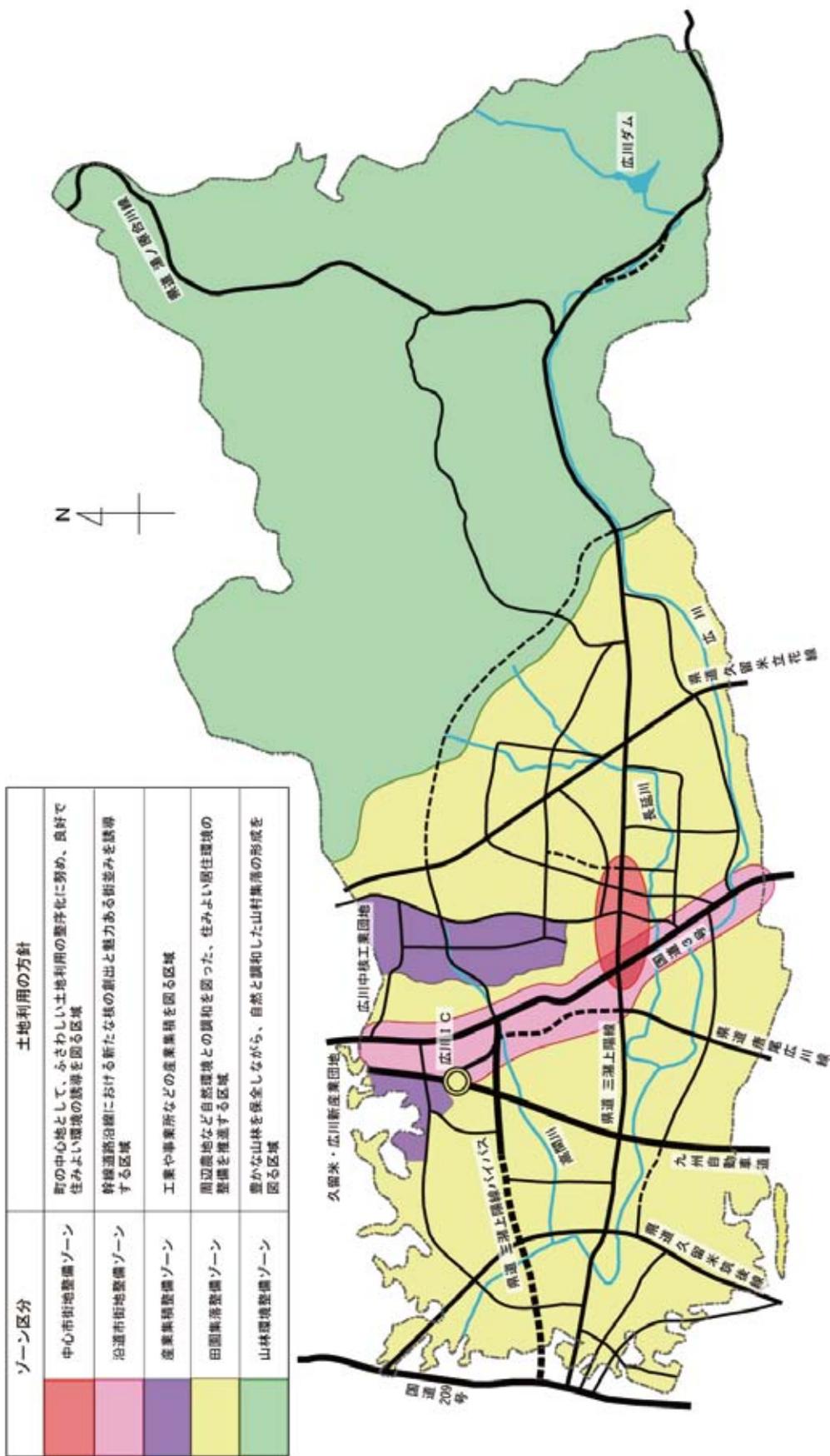
さらに、本町は、高速自動車道や主要な国道・県道、町道などで町内拠点及び町外の市町とつながっています。これらの広域的な交通基盤を活用し、本町の個性的な地域資源を生かして、新たな産業展開と活力に満ちた地域発展の期待が高まっています。

それぞれの特性に合わせた土地利用の方針を次のように設定します。



### 土地利用に際しての共通視点

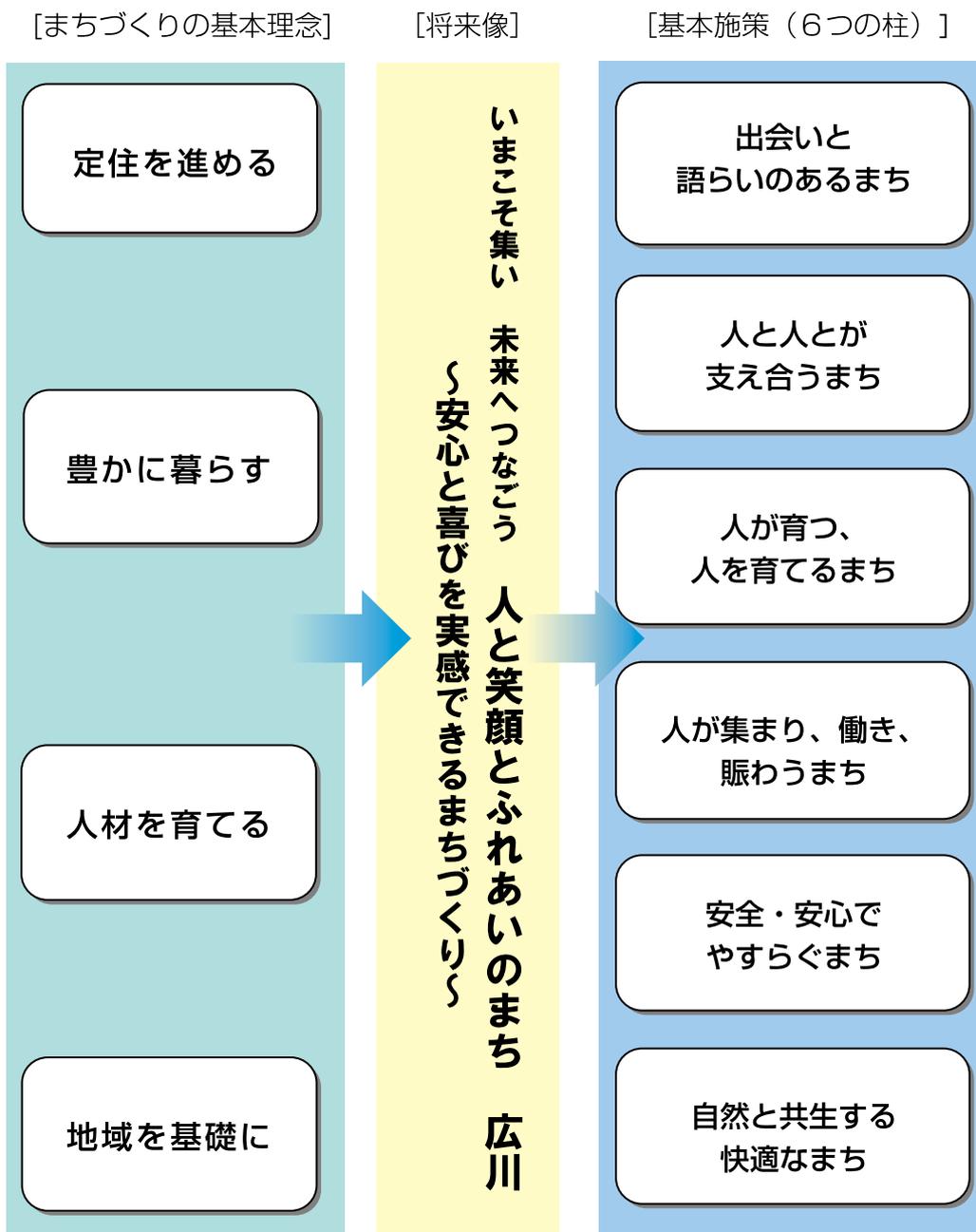
- 山間部、平野部、河川などの自然環境を保全・有効利用して、人と自然が共生するための土地利用を推進します。特に緑・水資源の保全と利活用を図ります。
- 地域内資源を最大限に有効活用することを基本として、様々な社会経済活動を活発にするための土地利用を推進します。
- 既存宅地の有効活用と地域のバランスのとれた住宅開発により、定住人口の増加策を基調にして、人口減少社会においても活力を堅持します。



## 第3章 施策の大綱

### 1 基本施策

本町の将来像「いまこそ集い 未来へつなごう 人と笑顔とふれあいのまち広川～安心と喜びを実感できるまちづくり～」の実現を図るため、次のとおり6つの基本施策を定めます。



## 基本施策1 出会いと語らいのあるまち

町民と行政の情報の共有を図りつつ、自己決定・自己統治という地方分権時代の到来を背景に、地域を基礎に町民が主役で地域が主体となったまちづくりが効果的に進められるよう、地域づくり活動やコミュニティ活動、交流活動などを一層支援・促進します。

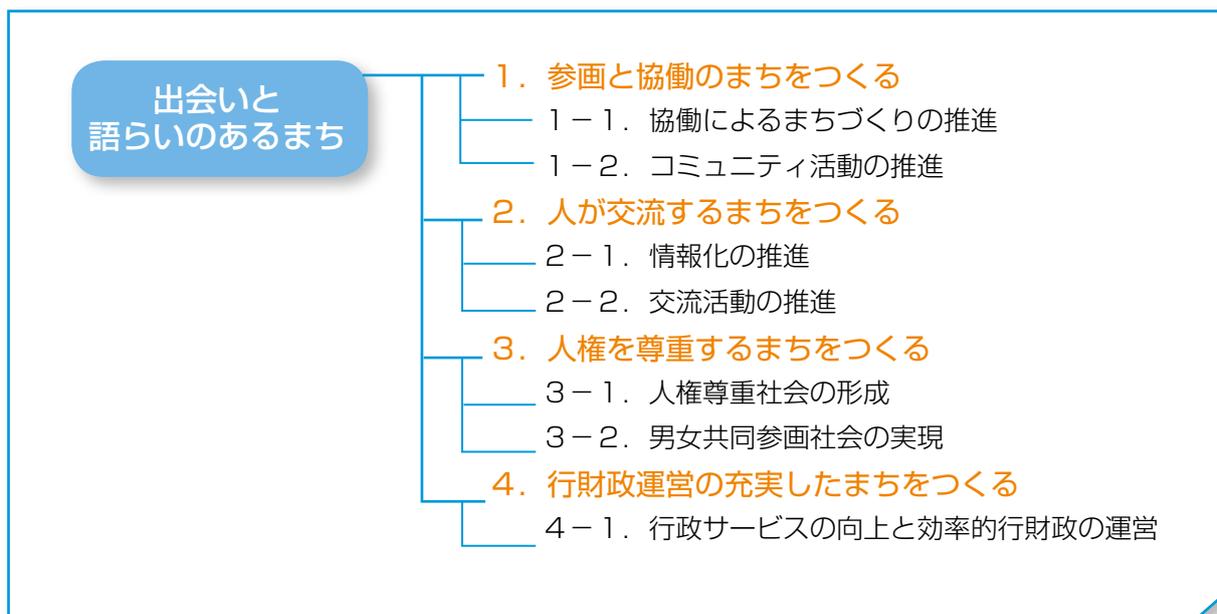
また、情報公開を推進し、各種計画策定や行政活動への町民参画を進めるとともに、多

様な町民団体やボランティア、NPOの育成・支援、民間活力の導入などによる町民と行政のパートナーシップの確立のもと、参画と協働のまちづくりを進めます。

さらに、人権の尊重と男女共同参画社会づくりをはじめ、行政サービスの向上や職員の意識改革と資質の向上、財政運営の効率化などを計画的に進めます。



### 施策の体系



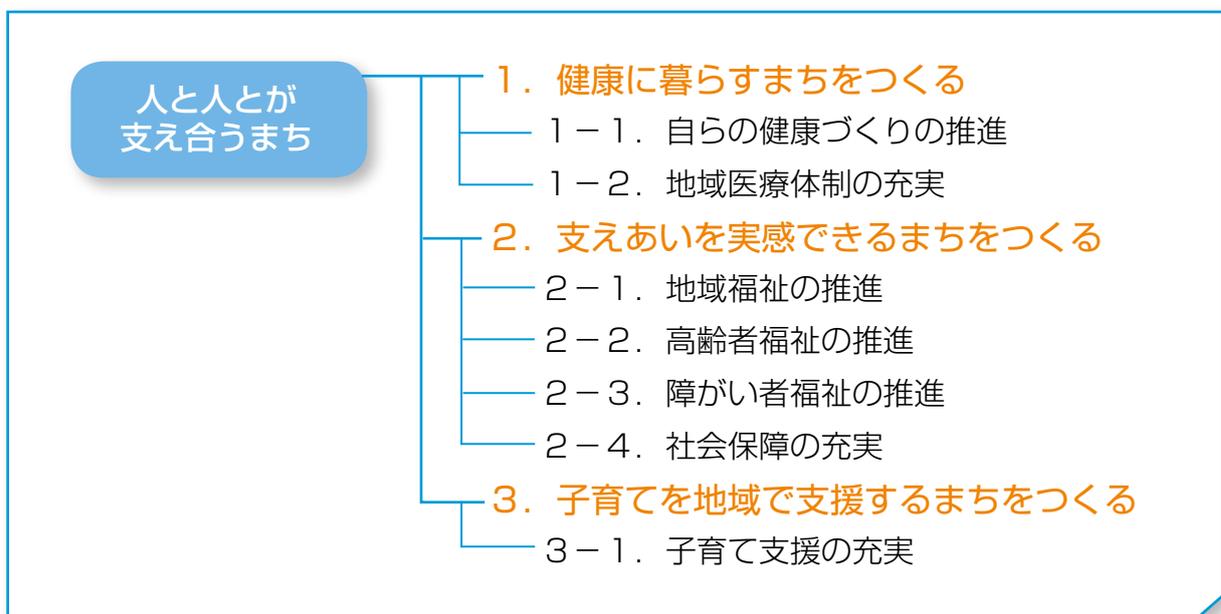
## 基本施策2 人と人が支え合うまち

少子高齢社会を迎えて、乳幼児から高齢者まですべての町民が、地域の中で支えあいながら健康で元気に暮らせるよう、保健・医療・福祉のネットワーク化をより一層進めて、地域福祉対策やボランティア活動、健康づくり活動などの充実に努めます。

また、高齢者や障がいのある人の介護、自立支援の環境づくり、生きがい対策、シルバーパワーの活用から、若い世代が安心して子どもを産み、地域に見守られゆとりを持って育てていくことができる子育て支援の環境づくりまで、総合的な福祉施策を推進します。



### 施策の体系



## 基本施策3 人が育つ、人を育てるまち

「知」、「徳」、「体」のバランスのとれた、生きる力を育む学校教育の推進や地域に密着した特色ある学校づくりをはじめ、総合的な生涯学習・生涯スポーツ環境の整備を図り、未来のまちを担う心豊かで個性と創造性あふれる人材の育成と、生涯を通じて学び続け、その成果を生かすことができる生涯学習のまちづくりを進めます。



また、地域社会や家庭における教育活動を推進するために、諸団体の活動支援や関係機関と連携した家庭教育の向上を図るとともに、次代を担う青少年の健全育成に努め、社会の変化に対応しうる社会教育の充実を図ります。

さらに、町民主体の芸術・文化・スポーツ活動、特色ある文化財や史跡の保護・活用を積極的に支援・促進していきます。

### 施策の体系

人が育つ、  
人を育てるまち

#### 1. 学びと人を育てるまちをつくる

- 1-1. 幼児教育・学校教育の充実
- 1-2. 生涯学習の推進
- 1-3. 生涯スポーツの振興
- 1-4. 社会教育の推進

#### 2. 広川文化を発信するまちをつくる

- 2-1. 多様な文化・芸術活動の支援

## 基本施策 4 人が集まり、働き、賑わうまち

産業の活性化による就業の場の創出と若者定住は、まちの活力の源泉です。

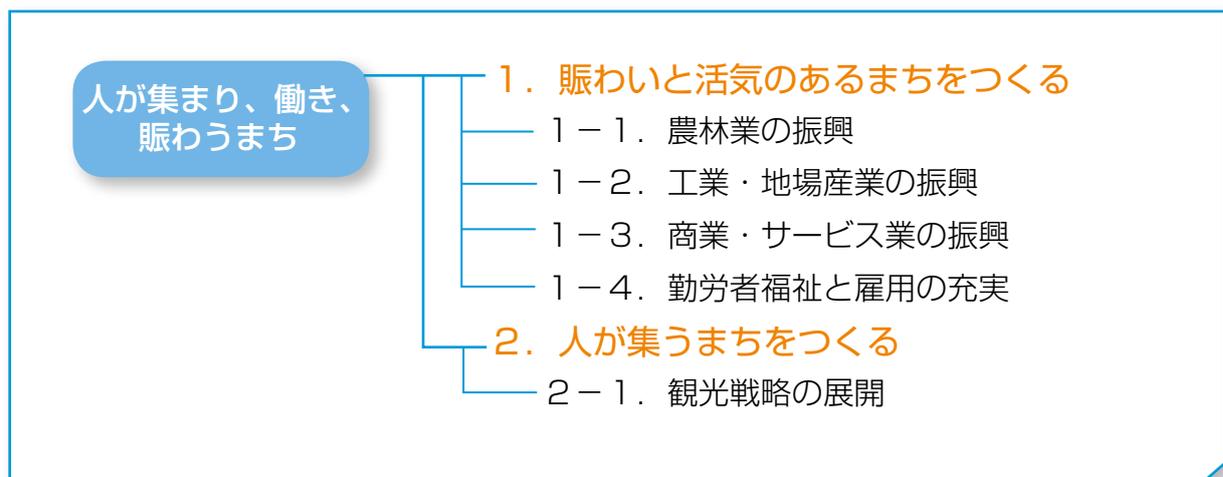
そのため、生産基盤の整備や生産技術の高度化、環境保全に配慮した農林業の推進、担い手の育成などを一体的に進め、「地産地消（地元でとれた生産物を地元で消費すること）」や「スローライフ（ゆったりと豊かな心で人生を楽しもうという暮らし方）」の考え方を導入しつつ、産業間連携など第1次産業の高度化と発展を図ります。



また、地場産業・伝統産業の活性化をはじめ、商業環境の整備、交通の利便性を生かした企業誘致とともに新産業の創出や起業化を支援・促進します。

さらに、豊かな緑と水の自然や生涯学習・文化振興とも連携したふれあいの観光・交流活動の充実に努め、地域産業の活力の醸成を図ります。

### 施策の体系



## 基本施策5 安全・安心でやすらぐまち

豪雨、地震等の自然災害から町民の安全・安心を確保するために、消防・防災体制の強化、迅速な災害対応態勢の確立を図り、町民の生命と財産を守るとともに、交通安全・防犯体制の充実、消費者保護対策の充実に努めます。

また、市街地環境の整備、定住の基礎となる安全・快適で住みやすい居住環境の整備を進めます。

さらに、町の一体感を増す道路ネットワークの整備を進め、県南部の交通結節地域にふさわしい機能をさらに高める生活基盤づくり、町内の移動を容易にする公共交通体系の整備を検討します。



### 施策の体系

安全・安心で  
やすらぐまち

#### 1. 暮らしを守るまちをつくる

- 1-1. 消防・防災対策の充実
- 1-2. 交通安全・防犯体制の充実
- 1-3. 消費者対策の充実

#### 2. 住みやすく便利なまちをつくる

- 2-1. 市街地・居住環境の整備
- 2-2. 道路・交通網の整備

## 基本施策6 自然と共生する快適なまち

豊かで優れた自然との共生を意識したライフスタイルへの関心が高まる中、自然環境の保全と活用、生態系の維持、景観の保全・整備が求められています。



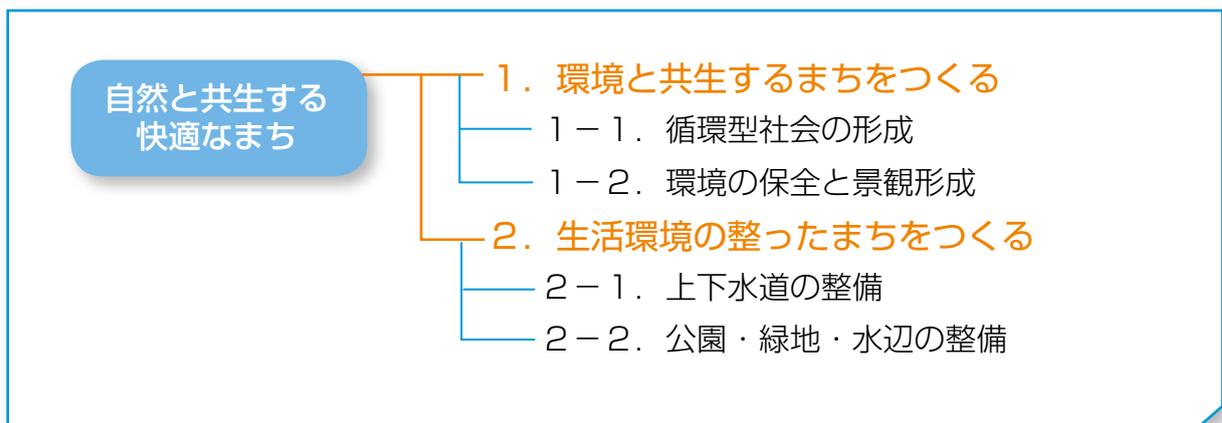
また、公害防止や環境汚染への対応のほか、地球温暖化対策の推進、省エネルギー・省資源・リサイクルなどの環境への負荷の低減を目指した循環型社会の構築が必要です。この

ため、自然環境の保全、景観の保全・整備、循環型社会づくりを計画的に進めます。

さらに、環境衛生対策の充実とともに、上水道の整備、下水道の整備を効果的に進めます。

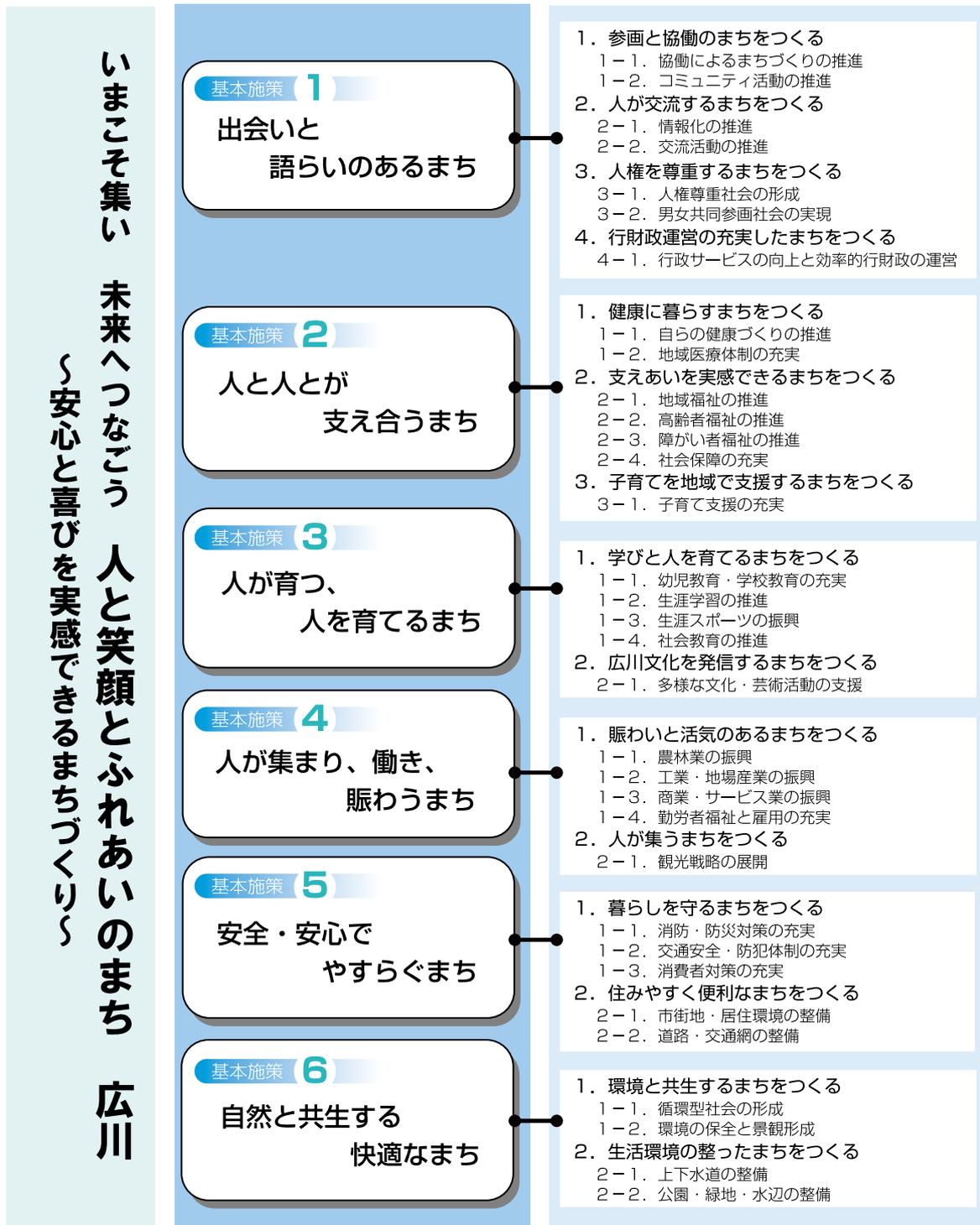
また、身近な公園の整備や緑と水のネットワーク形成に努めます。

### 施策の体系



## 2 施策の体系

6つの基本施策により、行うべき施策の体系を次のとおりまとめ、まちづくりを展開していきます。



## 第4章 重要視するまちづくりの視点

将来像を実現するためには、「第3章 施策の大綱」に基づく6つの分野目標と施策項目ごとの取組みを総合的に推進することが基本となりますが、ここでは、本町の新たなまちづくりにおいて、将来像を実現するうえで、町一体となって特に重視し重点的に取り組むテーマを5つ定め、位置づけました。



### 視点 1 住民力を結集した協働のまちづくり

多様化する住民ニーズに対応するためには、協働のまちづくりが重要視されます。このため、町政情報の共有化に努め、町民が参画しやすい仕組みづくりをはじめ、町民、各種団体、NPO、企業などのまちづくりへの参画の推進、そして、暮らしの視点での地域活性化を図る、地域コミュニティを基礎とした地域づくりの推進に努めます。

### 視点 2 町の特性を活かしたまちづくりの推進



地方分権の進展により、「自己決定・自己統治」の時代に入っており、まちの諸課題に対して、地域の特性を活かした独自性をもったまちづくりが求められます。このため、まちの特性、地域資源を活かしたまちづくりの推進と定住化が促進されるような独自施策を展開します。

**視点 3 簡素効率化を目指した行政運営の確立**

町の厳しい財政状況は、今後も続くものと予想されます。このため、今後も行財政改革に努めるとともに、行政サービスの充実を図る必要があります。簡素な行政組織の確立、効率的な事務運営の取組み推進、時代に即した公共サービスの提供に努めます。

**視点 4 まちづくりを担う人材育成と能力開発**

自立したまちづくりの推進のためには、人材の育成や職員の能力開発が不可欠です。このため、新たなまちづくりの担い手を育成するとともに、職員研修の充実と町民との関わりを促進することで、政策形成能力や経営能力を持つ職員の育成を図ります。

**視点 5 計画推進体制確立のための仕組みづくり**

これからの行政運営は、自治体経営の視点に立った仕組みづくりが求められています。そこで、総合計画の進行管理と行政評価システムの確立とともに住民参画のもとでの行政評価の仕組みづくりを進めます。

